

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
に当り、
休息日
となる)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更

昭和六十一年度液化石油ガス設備士試験の実施事務の一部委託

保険医療機関等の指定

保険医の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

◇ 選管告示

昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第八百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による生竹地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十一年四月二十日現在の地番による。）
鴨河内字下沖代	鴨河内字下沖代のうち二二八八の二、二二八八の三、二二八九と一体をなす国有地の一部以外の区域
鴨河内字上沖代	鴨河内字下沖代二二八八の二、二二八八の三、二二八九と一体をなす国有地の一部 鴨河内字上沖代の全域

鳥取県告示第八百三十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の六第一項の規定に基づき、次のとおり昭和六十一年度液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務の一部を行わ

せることとしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 試験事務を行わせる者の名称及び住所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門三丁目六番二号

二 行わせる試験事務の範囲

1 試験問題の作成

2 筆記試験

3 技能試験

4 筆記試験及び技能試験の採点及び判定

鳥取県告示第八百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 中 医 院	鳥取市浜坂八〇一―二	昭和六十一年九月五日
皆 生 病 院	米子市西福原一五九八―七	昭和六十一年九月一日
竹 田 内 科 医 院	米子市昭和町三〇―三	昭和六十一年九月十一日
世 良 田 医 院	米子市和田町一七一〇	昭和六十一年九月一日
本 田 医 院	米子市八幡七〇三―一	〃
岡 空 医 院	米子市栲町一丁目二五	〃
山 田 内 科 医 院	米子市錦町一丁目三九	昭和六十一年九月六日
常 松 医 院	米子市福市五七四―五	昭和六十一年九月一日
板 倉 医 院	日野郡日南町多里二二五	〃
小 德 齒 科 医 院	米子市河崎字河崎団地一七四〇―二一	〃
仙 田 薬 局	米子市角盤町一丁目二五	〃
福 島 小 児 科 医 院 永江クリニック	米子市永江五〇―一	〃
整 形 外 科 キマチ医院	西伯郡名和町大字富長七五五―五	〃
医 療 法 人 専 仁 会 信 生 病 院	倉吉市明治町一〇二七	昭和六十一年九月十日
石 原 医 院	西伯郡淀江町大字淀江六八二	昭和六十一年九月九日

和順堂内科医院	八頭郡青谷町大字青谷四四六 一五	昭和六十一年九月一日
井上 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七 一六	昭和六十一年八月二十日
井上医院 佐治出 張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二 一五	〃

鳥取県告示第八百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
早 崎 浩 司	鳥医第三、四六一号	昭和六十一年八月二十五日

鳥取県告示第八百四十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
和順堂内科医院	八頭郡青谷町大字青谷四四六 一五	昭和六十一年九月十七日
加藤調剤薬局	倉吉市山根字上大日五三一 四	〃

鳥取県告示第八百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市鴨河内二五五三森本茂ほか五人の者が共同（生竹地区共同施行）して行う土地改良事業に係る生竹地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百四十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年八月二十六日鳥取県指令受都計三一二第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南隈字東土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市中区吉島町一三一

松本秀男

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和六十一年八月十日執行の鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和六十一年十月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類

昭和61年8月10日執行鳥取県議会議員岩美郡選挙区補欠選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

2,829,100円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名 出納責任者	岩見誠次 小 猿 弘	所属党派 自由民主党	期間 8月21日から 8月22日まで	第2回分
---------------------	---------------	---------------	--------------------------	------

収入 円

主たる寄附

(氏名、団体名) (職業) (寄附額)

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

— — — — — 円

報告書受理年月日	昭和61年8月27日	第2回報告分
----------	------------	--------